

千葉県私立幼稚園設置認可取扱要領の改正（案）及び既設幼稚園の 学校法人化認可基準の改正（案）の概要

千葉県総務部学事課

1 改正の理由

県では、千葉県内に設置する私立幼稚園に関する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条に基づく設置認可について、「千葉県私立幼稚園設置認可取扱要領」（以下、「取扱要領」という。）を、既設の幼稚園が学校法人化するための基準として、「既設幼稚園の学校法人化認可基準」（以下、「認可基準」という。）を定めています。

近年、幼稚園において特別な配慮を必要とする幼児数は増加傾向にあるなど、より一層、幼児 1 人 1 人の置かれた状況や発達特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要であることから、国では、幼稚園における学級編成の基準を、原則 35 人以下から原則 30 人以下に引き下げるために、「幼稚園設置基準の一部を改正する省令」を令和 8 年 2 月 20 日に公布し、令和 8 年 4 月 1 日から施行されました。

これを踏まえ、取扱要領及び認可基準について所要の改正を行います。

2 主な改正の内容

私立幼稚園の学級定員を 30 人以下に引き下げるために、35 人学級を前提にしている取扱要領及び認可基準の規定について、30 人学級を前提とした規定に改める。

3 施行予定日

令和 8 年 9 月 1 日